

窓口業務のご案内

引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！
証明書は余裕を持って取得しましょう！



【開庁時間】

土・日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

(ただし、年末年始の12月29日から翌年1月3日までは閉庁となります。)

毎週水曜日は、住民票等の証明発行業務を午後7時まで延長しています。

※取扱業務は、下記の各種証明等(税証明を除く)交付業務のみですので、ご注意ください。

【各種証明等】

	主に必要なもの	注意事項
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 写真付的身分証明書(運転免許証等) ※無い場合には、事前にご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 代理申請も可能ですが、1週間程度日数を要します。余裕を持って申請してください。 欠けている印鑑や家族で登録している印鑑など、登録できない印鑑もあります。
印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の場合でも、必要な方の印鑑登録証を持参すれば取得可能です。
戸籍・除籍・改製原戸籍の謄・抄本	<ul style="list-style-type: none"> 認印 本人を確認できる書類 必要な人との関係が分かる戸籍等 	<ul style="list-style-type: none"> 請求できる人は、戸籍に記載されている人またはその配偶者、直系尊属(両親・祖父母等)、直系卑属(子・孫等) 上記以外の代理人の場合は、委任状が必要です。
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 認印 本人を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 請求できる人は、本人及び同一世帯の人。 上記以外の代理人の場合は、委任状が必要です。
税証明	<ul style="list-style-type: none"> 認印 本人を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 請求できる人は、本人及び同一世帯の人。(固定資産に関する証明は、本人のみ) 上記以外の代理人の場合は、委任状が必要です。
パスポートの交付	<ul style="list-style-type: none"> 旅券引換書・手数料 本人を確認できる書類等(申請時に不備があった場合に限り) 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず申請者本人が来庁してください。 発行日から6ヶ月以内に受け取らない場合、パスポートは失効してしまいます。
マイナンバーカードの交付	<ul style="list-style-type: none"> 交付通知はがき・通知カード 本人を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず申請者本人が来庁してください。

【住所異動届】引越しをした場合、下記の手続きが必要になります。忘れずに届出をしてください。

	主に必要なもの	届出期間
転入	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書・本人を確認できる書類・認印・通知カードまたはマイナンバーカード・保険証 他 	転入した日から14日以内
転出	<ul style="list-style-type: none"> 本人を確認できる書類・認印 各種保険証 町発行の受給者証等 他 	引越しの日の前後1週間くらい
転居	<ul style="list-style-type: none"> 本人を確認できる書類・認印・通知カードまたはマイナンバーカード・各種保険証 町発行の受給者証等 他 	転居した日から14日以内

【国民健康保険・国民年金】

就職や離職等により保険証が変わった場合、下記の手続きが必要になります。忘れずに届出をしてください。

	主に必要なもの	届出期間
国民健康保険から社会保険等に切替	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証・認印 社会保険等保険証・国民年金手帳 	社会保険等に加入した日から14日以内
社会保険等から国民健康保険に切替	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険等離脱証明書・認印 国民年金手帳 	社会保険等を喪失した日から14日以内

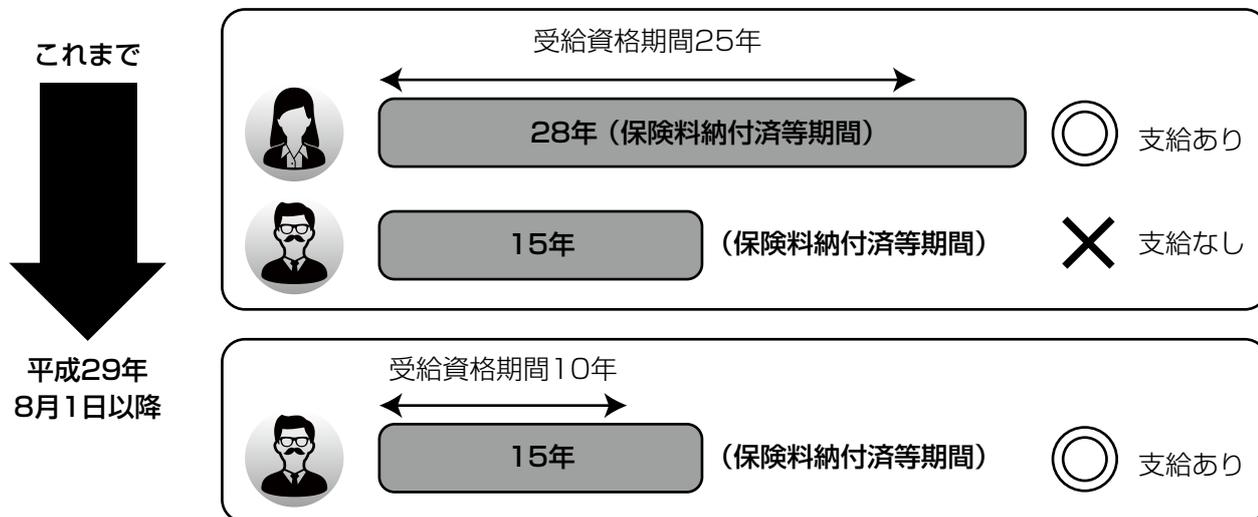
問合せ先 住民税務課 住民係 ☎82-2112(直通)

年金をあきらめていた皆さんへ

年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が10年に短縮され、これまで年金を受けることができなかった方も年金が受給できる可能性があります。

1 何が変わるのですか？

年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）を、**25年から10年に短縮**します。これにより、年金を受け取れる方を増やし、これまで納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげることができます。



2 対象者は誰ですか？

既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が10年以上の方が対象になります。

対象者の方には平成29年2月末～平成29年7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」を順次お送りする予定です。

3 手続きは必要ですか？

日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、必要書類と併せてお近くの年金事務所や街角の年金相談センターまでお持ちください。

4 いつから受給できますか？

既に65歳以上の方で、保険料納付済等期間が10年以上の方は、平成29年9月分を10月にご指定の口座へ年金をお振込みします。（以降、2ヶ月分の年金を偶数月にお支払いします）

5 受給できる年金額はどうなりますか？

年金保険料を納めた期間に応じて支給される年金額が決まります。保険料を納めた期間が長ければそれだけ年金額が多くなります。また、国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができます場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

詳細についてご不明点等ございましたら、「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。



0570-05-1165

（050で始まる電話でおかけになる場合は Tel.03-6700-1165）

月曜日（月曜が休日の場合は、休日明けの初日）／8:30～19:00

火～金曜日／8:30～17:15 第2土曜日／9:30～16:00

◎土曜・日曜・祝日（第2土曜を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

◎文書やFAXでの年金相談も可能です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html>

消防署からのお知らせ

春季全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われます。

この時期は空気が乾燥し、火災が多く発生します。特に林野火災は、春を迎えての火入れの作業や、レクリエーションなどによる入山者のたばこから、火災に至ることが多いのです。大切な命や財産を守るため、火の取り扱いには十分注意してください。

『消しよう その火の時 その場所で』が全国統一防火標語です。

また、春季全国火災予防運動中は、富岡市生涯学習センターにおきまして、富岡甘楽幼年消防クラブ員による「ぬりえ展」を実施しておりますので、是非お立ち寄りください。

「住宅用火災警報器」

全国統計によると、住宅用火災警報器の設置義務化前の平成17年には住宅火災による死者数は1,220人でした。義務化から約10年が経過し、設置率が向上するとともに死者数は減少し、平成27年には914人となり大きな効果がみられました。

皆さんの家庭に設置されている住宅用火災警報器は、約10年経過すると電池切れや機能が低下する恐れがあります。大切な命を守るため確認をお願いします。

万が一火災が発生した場合でも、素早く避難ができるよう、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれる住宅用火災警報器を設置しましょう。

詳しくは消防署に問合せ、又はホームページをご覧ください。

(<http://foto-ka.sakura.ne.jp/>)

問合せ先 下仁田消防署

☎027-222269



臨時福祉給付金(経済対策分) 申請受付開始のお知らせ

消費税率の引上げに際し支給される「臨時福祉給付金(経済対策分)」については、2月27日より申請の受付を開始しました。

対象と思われる方へは事前に申請書を郵送しておりますので、提出書類をご用意の上、申請してください。

また、事前に申請書は届かなかったが支給対象者に該当するという方は、申請書以外の提出書類をご用意の上、受付窓口までお越しください。

なお、申請後に支給要件に該当しないことが確認された方へは、給付金は支給されませんのでご了承ください。

支給対象者

平成28年度の住民税が非課税の方。ただし、住民税が課税されている方の被扶養者は除きます。

受付窓口

役場健康課福祉係(給付金受付窓口)

午前8時30分～午後5時15分まで(土・日曜、祝日は除く)

申請期限 平成29年5月29日(月)

提出書類

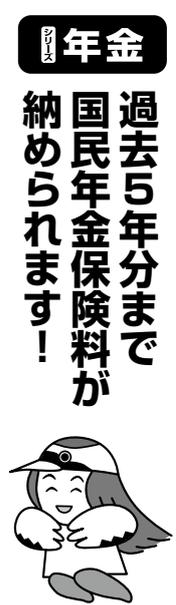
- ① 申請書
 - ② 本人確認書類(運転免許証、健康保険証の写し)
 - ③ 口座確認ができる書類(通帳、キャッシュカードの写し)
 - ④ 住民税における扶養者が町外在住の場合(扶養者の非課税証明書)
- ※振り込み詐欺などには、引き続き十分ご注意ください。

町・県民税の申告がお済みでない方へ

町・県民税の申告がお済みでない方は、給付金が正しく支給できない場合がありますので、下仁田町役場 住民税務課 税務係で申告手続きを行ってください。

問合せ先

健康課福祉係 ☎04-88003



年金 過去5年分まで 国民年金保険料が納められます!

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができます。

この後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。(注)老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

りませぬ。 特定期間となっている期間は特別追納をご利用ください

※毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いいたします。

詳しい内容が知りたい方

■年金事務所にお問い合わせください。

高崎年金事務所 ☎027-2222420(9)

■お電話による相談は「国民年金保険料専用ダイヤル」へ ☎0570-011050

受付時間…火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
月曜日(休日明けの初日)
午前8時30分～午後7時
第2土曜日
午前9時30分～午後4時

バイク・自動車の廃車・名義変更は3月末までに!

バイクや自動車の税金は、使用している、していないに関係なく、毎年4月1日現在に登録されている所有者の方に課税されます。使わない車両や名義変更をしていない車両などは、年の途中で変更されても税金は戻りませんので、3月末までに手続きを済ませてください。

区分	車種	手続き場所
「下仁田町」の標識	原動機付自転車 (125cc以下・ミニカー)	下仁田町役場 住民税務課 税務係 ☎0274-82-2113
	小型特殊自動車 (農耕用など)	
「群馬」の標識	2輪の軽自動車 (125cc超~250cc以下)	群馬県自動車整備振興会 前橋市上泉町397-1 ☎027-261-0274
	2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	関東運輸局 群馬運輸支局 前橋市上泉町399-1 ☎050-5540-2021
	3輪の軽自動車	軽自動車検査協会 群馬事務所 前橋市野中町322-1 ☎050-3816-3109
	4輪の軽自動車	
	上記以外の自動車	関東運輸局 群馬運輸支局 前橋市上泉町399-1 ☎050-5540-2021

問合せ先 軽自動車税…下仁田町役場 住民税務課 税務係 ☎82-2113(直通)
自動車税…群馬県富岡行政県税事務所 県税課 ☎63-2245

家電リサイクル対象品の排出方法について

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などを処分する場合に、購入したお店がわからない、営業していない、引越等により遠方にある場合は、以下の小売業者協力店又は収集運搬許可業者で引き取っていただけます。

収集運搬料金等については、回収依頼先に直接お問い合わせください。

店舗名	住所	電話番号	業者名	住所	電話番号
鈴木電機商会	大字下仁田354-7	82-2585	(有)エコトピア	大字下小坂600	82-2035
土谷電気商会	大字川井117	82-3217	大塚商店	大字下仁田731	82-2213
セキデン	大字川井137-2	82-2416	(有)下南興業社	大字白山197-1	82-3019

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」決定通知の遅れについて

請求をされた皆さまから状況確認について連絡をいただいておりますので、現在の裁定状況をお知らせします。平成29年2月1日現在において請求をされている方は、下仁田町で155名います。その内で県の審査で裁定がされ国債券の交付まで済んだ方は98名です。お待ちいただいている57名の方においては大変ご迷惑をおかけしております。

現在、平成27年8月までの請求者が大方終了し、9月の請求者の通知が届き始めました。確実に審査は県国保課で行われていますのでご理解いただきたいと思います。

問合せ先 健康課福祉係 ☎64-8803(直通)

住宅や工作物の建築・増改築等をする際は町に届出をしてください

下仁田町景観条例により、次に該当する場合には町への届出が必要です。

「住宅等及び工作物(柵・塀・門)の新築、増改築、移転、撤去、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更(屋根・壁等)」

建築確認の届出をする前に、町へ景観の届出をしてください。町の景観計画に適合しないとみなされる建築物等には、町から指導を行うこととしています。

まちの風景を次世代に引き継いでいくための制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは事務担当へお問い合わせください。

問合せ・届出先 建設ガス水道課 管理係 ☎64-8807